

## 秋田県告示第225号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 施行者の名称 小坂町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
小坂都市計画下水道事業 小坂町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成7年11月17日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成7年秋田県告示第811号、平成9年秋田県告示第294号、平成12年秋田県告示第370号、平成15年秋田県告示第222号及び平成23年秋田県告示第160号の事業地に秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字古川並びに小坂字岩ノ下において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
変更なし